

柏崎刈羽原子力発電所における公表基準の事象の内容

柏崎刈羽原子力発電所における公表基準の事象の内容は以下の通りとなっております。

なお、平成 19 年の新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業における不適合については、[別紙 1 に基づき公表をしておりますので、こちらを御覧下さい。](#)（別紙 1 の事例につきましては、適宜見直しをまいります。）

公表区分	事象の内容（例示）※1	公表時期
区分Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ① 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条に基づく報告事象 ② 電気関係報告規則第 3 条ならびに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第 3 条に基づく報告事象 ③ 上記①と②に該当しないが、安全協定等に基づき報告を要する重要な事象 <ul style="list-style-type: none"> a. 保安規定に違反した場合 b. 放射性同位元素の盗取または所在不明（新潟県との安全協定） c. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故（新潟県との安全協定） d. 火災の発生（新潟県との安全協定） e. 危険物の漏えいにより発電所構内へ消防車が入構した場合（ただし、業務車のみで入構するような軽度な場合は区分Ⅲとして扱う） 	<p>夜間・休祭日を問わず、すみやかに。</p>
区分Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ① 以下に示す事象の内、法律に基づく報告事象に至らない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> a. 排気筒または排水口から放射性廃棄物の計画外の排出があった場合 b. 管理区域内において放射性物質が機器の故障、誤操作等により漏えいした場合（ただし、単に増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、または既に止まっていた場合、若しくは漏えい拡大を防止するための堰を超えなかった場合は区分Ⅲとして扱う） c. 保安規定で定める運転上の制限からの逸脱 d. 安全上重要な機器等（経済産業省告示第 327 号で定める機器等）の故障（ただし、簡易な修理で復旧可能な場合は区分Ⅲとして扱う） ② 原子炉、使用済燃料プール、圧力抑制室等に異物を発見または混入した場合、機器の故障等によりルースパーツが発生した場合 ③ 誤操作による重要な警報（赤色警報）の発報 ④ 身体汚染を伴う人の障害（ただし、除染できる場合を除く） ⑤ 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障があったとき 	<p>上記同様。夜間の場合は翌朝、準備が整い次第。</p>

<p style="text-align: center;">区分Ⅲ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉出力または発電機出力の1%以上5%以下の計画外の出力変動（ただし、海水温度の変化や系統変動に伴うもの等、異常のない場合を除く） ② 安全上重要な機器等（経済産業省告示第327号で定める機器等）の故障であるが、簡易な修理で復旧できる場合 ③ 原子炉の運転に関連する主要な機器に軽度な機能低下又は軽度な故障が生じたとき ④ 原子炉の安全性、運転に直接影響を及ぼさない機器等の故障であるが、大がかりな補修工事を要する場合、またはプラント運転中に監視を要する場合 ⑤ 排気筒モニタ、モニタリングポストの環境放射線モニタの故障による一時的な欠測 ⑥ 原子炉の運転に関わる主要なパラメータが緩やかに変化した場合 ⑦ 排気筒モニタの変動はないが、排気筒サンプリングで粒子状の放射性物質が検出された場合 ⑧ 管理区域内において放射線物質の漏えいを確認したが、増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、または既に止まっていた場合、若しくは漏えい拡大を防止するための堰を超えなかった場合（ただし、漏えい量が1リットル程度に至らない微小な漏えいを除く。なお、定期検査等における予防措置を講じた作業時の漏えいは、ここでいう漏えいには該当しない） ⑨ 管理区域内において、汚染のおそれのない区域（A区域）に汚染を確認した場合、またはB区域において4Bq/cm²を超える汚染を確認した場合 ⑩ 発電所構内において200リットル程度以上の水（非放射性）の漏えいを確認した場合 ⑪ 発電所の周辺地域における震度3以上の地震 （周辺地域 KK：柏崎、刈羽、西山、出雲崎） ⑫ 定期検査の判定基準に関わる不適合 ⑬ 保安規定に関わる軽度な不適合事象 ⑭ 保安検査における指摘事項 ⑮ 人の負傷、病気等により病院へ搬送した場合 ⑯ 放射線業務従業者の1mSvを超える計画外の被ばくがあったとき ⑰ 放射性物質の微量な内部取込み（ただし、本人の了解を得た場合に限る） ⑱ 関係行政機関に連絡した事象（ただし、明らかに誤報と判断できる場合を除く） 	<p>安全協定による通報事象については、区分Ⅱと同様。その他の事象については、前日に発生した不適合事象を、翌日（平日）の夕刻に取りまとめ。</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>上記以外の不適合事象（日常小修理）</p>	<p>1回/日^{※2}</p>

※1 安全協定などで別に定める場合はこの限りではない。

※2 但し当社営業日に限る。

新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業における不適合等に係る当面の公表について

公表区分	事 例	公表時期
区分Ⅰ	① 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づく報告事象 ② 電気関係報告規則第3条ならびに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条に基づく報告事象 ③ 上記①と②に該当しないが、安全協定等に基づき報告を要する重要な事象 a. 保安規定に違反した場合 b. 放射性同位元素の盗取または所在不明（新潟県との安全協定） c. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故（新潟県との安全協定） d. 火災の発生（新潟県との安全協定） e. 危険物の漏えいにより発電所構内へ消防車が入構した場合（ただし、業務車のみで入構するような軽度な場合は区分Ⅲとして扱う）	夜間・休祭日を問わず、すみやかに。
区分Ⅱ	上記以外の不適合であって、以下に示す場合 ① 以下に示す事象のうち、法律に基づく報告事象に至らない軽度な場合 a. 排気筒または排水口から放射性廃棄物の計画外の排出があった場合 b. 保安規定で定める運転上の制限からの逸脱 ② 身体汚染を伴う人の障害（ただし、除染できる場合を除く）	上記同様。夜間の場合は翌朝、準備が整い次第。
区分Ⅲ	上記以外の不適合であって、以下に示す場合 ① 運転中の安全上重要な機器等（経済産業省告示第327号で定める機器等）の軽度な故障（簡易な修理で復旧できる場合） ② 運転に影響を及ぼす機器等の故障であって、大がかりな補修工事を要する場合 ③ 排気筒モニタ、モニタリングポストの環境放射線モニタの故障による一時的な欠測 ④ 排気筒モニタの変動はないが、排気筒サンプリングでヨウ素または粒子状放射性物質等が検出された場合 ⑤ 管理区域内において放射線物質の漏えいを確認したが、増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、または既に止まっていた場合、若しくは漏えい拡大を防止するための堰を超えなかった場合等（ただし、漏えい量が1リットル程度に至らない微少な漏えいを除く。なお、予防措置を講じた作業時等の漏えいは、ここでいう漏えいには該当しない） ⑥ 原子炉、使用済燃料プール、圧力抑制室等に異物を発見または混入した場合、機器の故障等によりルースパーツが発生した場合 ⑦ 発電所建屋内において200リットル程度以上の水（非放射性）の漏えいを確認した場合 ⑧ 人の負傷等により病院へ搬送した場合 ⑨ 放射線業務従業者の1mSvを超える計画外の被ばくがあったとき ⑩ 放射性物質の微量な内部取込み（ただし、本人の了解を得た場合に限る） ⑪ 関係行政機関に連絡した事象（ただし、明らかに誤報と判断できる場合を除く）	前日に発生した不適合事象を、翌日（平日）の夕刻に取りまとめ。
その他	その他不適合事象	1回/日*

※ 但し当社営業日に限る。

上記事例については、適宜見直してまいります。